



©Studio Ghibli

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。



ホームページ http://www.city.koganei.lg.jp/

モバイル(携帯電話)版 http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.htm

毎月1・15日発行

お納期限の3月(月)お知らせ	固定資産税・都市計画税…第4期分	◆お知らせ	◆福祉のひろば	◆健康ガイド	◆催し
	国民健康保険税…第8期分	武蔵小金井駅南第1自転車駐車場の定期利用者を募集します、4月から集会施設を一部有料化します、市の人口と世帯数 ほか…2・6・12面	声の広報声の議会だより 視覚に障がいのある方に デイジーCDでのお届け を開始 ほか…7・8面	健康講演会、マタニティ クッキング、妊婦歯科健 診、むし歯予防教室、離乳食教室 ほか…8面	古文書講座、市民防犯講習会、健康づくり講座、子どもと読書に関する講座 ほか…10・11面
主な内容					

小金井市民交流センターの愛称が「小金井 宮地楽器ホール」に決定しました



平成26年9月1日から募集を行っていた小金井市民交流センターのネーミングライツ・パートナーが次のとおり決定し、1月19日に協定を締結しました(写真右=株宮地商会 宮地曠代表取締役)。今後はネーミングライツ・パートナーと連携し、文化活動の活性化に向けた事業を展開していきます。

パートナー 株宮地商会
新名称(愛称) 小金井 宮地楽器ホール
 期間 平成27年4月1日～30年3月31日(3年間)
 金額 年額300万円(期間合計900万円)
 その他 今後は愛称である「小金井 宮地楽器ホール」を通称名として使用していきます。

問合せ コミュニティ文化課文化推進係 (☎042-387-9923)



ごみ・リサイクルカレンダー 全戸配布します

平成27年度版ごみ・リサイクルカレンダーを、市内すべての世帯・事業所に配布します。同カレンダー表紙絵は市内在住の小学校4～6年生から募集し、最優秀賞に選ばれた桜井裕雨さんの作品です。

配布期間が過ぎても届かない場合や、ご自宅の地区と異なるものが配布された場合は、ごみ対策課へご連絡ください。

配布期間 2月9日(月)～3月6日(金)
 問合せ ごみ対策課清掃係 (☎042-387-9835)

ご自宅の地区と合っているか表紙をご確認ください



市・都民税の申告(住民税)、確定申告(所得税および復興特別所得税)の受け付けが始まります

申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)

市・都民税の申告は市の市民税課で、所得税および復興特別所得税(以下所得税)の確定申告は武蔵野税務署で、それぞれ受け付けます。

市・都民税の申告用紙は、前年の所得状況に応じて、2月6日(金)に市役所から郵送します。また、所得税の申告用紙は、税務署から郵送済みです。用紙が届かなかった方や新たに必要となった方は、ご連絡ください。

【臨時窓口の開設】
 日曜日にも窓口を開設し、申告書を受け付けます。
 ▽ 市 2月22日～3月15日

の毎週日曜日午前9時～午後1時
 ▽ 武蔵野税務署 2月22日(日)、3月1日(日)午前8時30分～午後5時(相談は午前9時から)

その他 車での上場は遠慮ください。

問合せ 武蔵野税務署個人課 税部門 (☎0422-1531-311)

【税理士による無料申告相談】
 受付期間 2月5日(木)、6日(金)、9日(月)午前9時30分～11時、午後1時～3時
 ところ 商工会館

対象 小規模納税者の方、年金受給者、給与所得者
 ※ 譲渡所得がある方を除く

問合せ 市・都民税課 市民税係(市役所第二庁舎3階) ☎042-387-9881

▽ 所得税および復興特別所得税 武蔵野税務署 (武蔵野市吉祥寺本町3-27-1) ☎0422-1531-1311

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象です

平成26年1月～12月に納めた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料および国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

所得税および復興特別所得税の確定申告、市・都民税の申告の際には、忘れずに納付額を記入してください。

国民健康保険税
 年金から天引きされている方は「国民健康保険税納税通知書」の平成26年2月～12月の保険料額で、それ以外の方は「国民健康保険税納税通知書」または預・貯金通帳でご確認ください。領収書等の添付は不要です。

問合せ 保険年金課高齢者医療係 (☎042-387-9834)

後期高齢者医療保険料
 年金から天引きされている方は「後期高齢者医療保険料賦課決定通知書」の下部(「後期高齢者医療保険料納入通知書」)の特別徴収のうち平成26年2月～12月の保険料額で、口座振替の方は同通知の普通徴収の保険料額または預・貯金通帳で、それ以外の方は「後期高齢者医療保険料納入通知書」でご確認ください。領収書等の添付は不要です。

問合せ 保険年金課高齢者医療係 (☎042-387-9834)

介護保険料
 年金から天引きされている方は「介護保険料納入通知書」の平成26年2月～12月の保険料額で、それ以外の方は「介護保険料納入通知書」または預・貯金通帳でご確認ください。領収書等の添付は不要です。

問合せ 介護福祉課介護保険係 (☎042-387-9921)

国民年金保険料
 平成26年1月～12月に納めた過年度分や家族の分も対象となります。
 11月上旬または2月上旬に日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(はがき)」や領収書の添付が義務づけられていますので、申告の際は必ず添付してください。

問合せ 立川年金事務所 (☎042-528-0352)